

ITTO Tropical Forest

UPDATE

熱帯林の保全と持続可能な発展を促進する国際熱帯木材機関発行のニュースレター



木材調達をめぐる対立を乗り越えて

公 共木材調達政策は、政府や熱帯木材貿易業者および環境保護団体間で非常に長い間議論の中心になっている。環境保護団体は、熱帯木材輸入国の政府が認定を受けている、または少なくとも法的に認証された熱帯木材のみを輸入すれば持続可能な森林経営への道を開くことができると主張している。一方で木材輸出国は、そうした調達政策では非熱帯木材が市場で不利な立場に置かれると訴えている。さらに、熱帯木材貿易業者は新しい規格に従うためのコストを心配している。それゆえ、公共木材調達政策は国際森林政策の現場では意見の分かれる議題になっている。

MartinとBaharuddinが(3ページ)述べている通り、熱帯木材貿易において今、公共木材調達政策に影響を与える大きな変化が起きている。最も顕著な変化は、これまでの伝統的な市場(例えば欧州連合や米国など)から新興の南南市場及び国内市場に貿易の流れが転換していることである。

このような市場のシフトは熱帯木材貿易が合法で持続可能であることを証明するためにもその貿易の勢いを止める必要はなく、そして

論説: 公共調達政策の影響、木材の合法性検証について



ITTO

目次

論説(続き)

木材調達政策の影響	3
アフリカの木材を検証する	8
エクアドルの新しい公共森林情報システム	11
グアテマラの木材追跡システム	14
中国における熱帯木材の合法的および持続可能な調達	17
Goho-wood(合法材):日本の違法伐採対策に向けた取組み	21
木材調達政策は進化しなければならない	22
フェローシップレポート	24
市場動向	27
熱帯関連トピック	30
最近の刊行物	31
会議一覧	32



編集責任者 ラモン・カリーオ
コンサルティング編集者 アリスティア・サー
編集アシスタント ケネス・サトウ
事務局アシスタント 石井 香奈子
デザイン DesignOne
印刷/配布 Print Provider Aps (Denmark)

熱帯林ニュースレター(TFU)は国際熱帯木材機関(ITTO)より英語、フランス語、スペイン語で年4回発行しています。その内容は必ずしもITTOの方針や見解を反映しているとは限りません。TFUの著者と著作権が明示されている限り、無償にて記事を転載することが可能です。その際は転載された出版物のコピーを編集担当者までお送り下さい。

METAPAPER シルクリサイクル印刷、FSC認証(混合資源)、100%リサイクル及び二酸化炭素ペーパーストック。植物由来の大豆インクで印刷。すべてのMETAPAPER紙は平均して74.66%の再生可能エネルギーから生産されています。

TFUは160カ国以上の1万5000以上の個人や団体に無償で配布されています。入手を希望される方はご住所を編集者までお知らせください。また、住所が変更となった場合にもお知らせください。TFUはwww.itto.intからオンラインでも入手可能です。

国際熱帯木材機関
〒220-0012
横浜市西区みなとみらい1-1-1
パシフィコ横浜 横浜国際協力センター5階
TEL: 045-223-1110
FAX: 045-223-1111
Eメール: tfu@itto.int
URL: www.itto.int

画像: 表紙: エマニュエル・ゼ・メカITTO事務局長がITTOプロジェクトTFL-PD 017/09 Rev.2 (M)のモニタリングの一環として、中国、上海のカメルーン産丸太の識別タグを調査している様子。本プロジェクトは本書17ページに記述されている通り、中国の林業に携わる中小企業が持続可能な形で管理された森林より合法的に熱帯木材を調達できるよう支援することを目的としたものである。写真: Li Qiang, ITTO

写真上: グアテマラ、イサバルで国立環境警察(National Environmental Police)の職員が木材委託品を検査(14ページ参照)。写真: INAB/ITTO

実際に止めるべきではない。そのため多くの活動が熱帯諸国で行われている。DegenとBoudaはITTO出資のDNA指紋分析法と安定同位体(アイソトープ)を調査するプロジェクトについて述べ(8ページ)、この二つの技術が木材貿易業者にとってはデュー・デリジェンスの義務を果たすことができるだけでなく、関係の政府当局が目指す木材の合法性に関する法律と規則が順守されるのに役立つだろうと報告している。Estravizと共著者はエクアドルの森林に関する新しい情報収集と記録システムについて(11ページ)説明している。このシステムはITTOのプロジェクトを一部活用して開発された。これは同国で木材の合法性を確かなものにするという点で重要な一歩となった。さらに、Garciaはグアテマラでの同様のプロジェクトについて(14ページ)詳述している。このプロジェクトもまたITTOの支援によるものだが、林産物の流れに関する標準化した高品質のデータをリアルタイムで収集するシステムを立ち上げた。このシステムは森林セクターの監視を強化して効率を高めることを目的としている。

中国では木材が法的に認証を受けることや、消費者のニーズである木材の合法性要件を理解しその合法性の要件を満たすことが、森林に携わる中小業者にとっては大きな課題となっている。このような企業は、中国の全工業林産品の90%以上を生産しているが、木材の調達にまつわる問題や木材を合法的および持続可能に管理された森林から調達したいという高まる要求についての認識がほとんどない。Luo XinjianとMeng Qian(17ページ)はITTOのプロジェクトについて報告しているが、このプロジェクトでは中国の中小企業の間において木材調達に対する適切なアプローチが欠如すると起こりうるビジネスリスクについての理解度を評価した。さらに木材調達に関する研修を特定のパイロット企業に実施し、オンラインで情報共有が可能になるプラットフォームを構築した。これは、森林に関わる中小企業がより効率的に中国政府の関連部門と関わり合いを持ち、森林政策や市場の発展について意見を交わす機会を増やすことを目的としている。

Nagahisa(21ページ)は2006年に日本政府が違法伐採への対策としてとりまとめた『木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン』(Guideline for Verification on Legality and Sustainability of Wood and Wood Products)について述べている。日本企業は木材輸入についてその合法性を証明するための3つの証明方法のうち、いずれかを使用することができる。

Oliver(22ページ)は調達についての議論の締めくくりとして、過去10年の間に起こった熱帯木材貿易の主要な変化について要約した。「最も劇的な」変化というのは少なくともこの60年の間のうち直近の過去10年に起こったと述べている。Oliverは熱帯木材市場において二つの異なる市場が進化したと考えている。一つは森林認証制度の開発や先進的な調達政策において影響力のある企業の「排他的」な市場と、もう一つは公認の森林サプライチェーンにアクセスができない、またはアクセスしようとする「除け者」の市場の二つを指している。熱帯諸国において、多くの公共木材調達政策につきもののアプローチは今ではますますその勢いは弱まっている。そのためにも生産者と消費者の間で環境に配慮した企業努力を積極的に行っていくために「パートナーシップに対してはるかに重点を置く必要がある」とOliverは指摘している。欧州連合の森林法執行・ガバナンス・貿易行動計画は需要側と供給側の行動について示しておりこの行動計画が「より広範囲の事業者が持続可能性に向けた動きから恩恵を受けられるための前提条件づくりに役立つ」可能性を秘めているとOliverは述べている。

公共木材調達政策についての議論をしばしば特徴づけてきたレトリックや争いは、新技術の利用などを含む木材の合法性を確かなものにできる具体的な措置を取ることで乗り越えていける。政府やITTOのような政府間組織の支援を必要に応じて受けながら、木材の購入者、供給者、及びその他のステークホルダーの間にパートナーシップを構築していくことで皆にとってプラスの成果を挙げられることになるであろう。